



佐賀県公報

平成19年
2月9日
(金曜日)
第12864号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止(六六・長寿社会課) 一
- 都市計画事業の認可(六七・まちづくり推進課) 一
- 道路の区域の変更(六八・道路課) 一
- " (六九・ ") 二
- " (七〇・ ") 二
- " (七一・ ") 二
- 公 告
- 報酬・賃金管理システム開発及び運用業務委託に係る総合評価一般競争入札(情報・業務改革課) 三
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商工課) 三
- " (") 三
- 肥料登録の有効期間の更新(園芸課) 三
- 建設業の許可の取消処分(建設・技術課) 三

○ 告 示

●佐賀県告示第六十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年二月九日

佐賀県知事 古 川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
介護予防通所介護	デイサービスセンター ターぬくもりの里	嬉野市嬉野町不動山甲四 四番地一	平成一九・一・二四

●佐賀県告示第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十九年二月九日

- 一 施行者の名称 佐賀県知事 古 川 康
- 二 都市計画事業の種類及び名称 唐津都市計画道路事業 三・五・一六号 菜畑西の浜線
- 三 事業施行期間 平成十九年二月九日から
平成二十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 唐津市朝日町、西旗町、元旗町、江川町、南富士見町及び富土見町
- 取用の部分 唐津市朝日町、西旗町、元旗町、江川町、南富士見町及び富土見町
- 使用の部分 なし

●佐賀県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年二月九日から平成十九年三月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員 メートル
一般国道 四四四号	前	幅員 メートル
	後	幅員 メートル
変更前の別		延長 メートル
柵島郡白石町大字福富下分字興福二区三九四番一地从先から柵島郡白石町大字福富下分字竜神二〇〇八番一地从先まで		延長 メートル
前	幅員 メートル	延長 メートル
後	幅員 メートル	延長 メートル

●佐賀県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年二月九日から平成十九年三月八日まで佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員 メートル
一般国道 四四四号	前	幅員 メートル
	後	幅員 メートル
変更前の別		延長 メートル
小城市芦刈町永田字宝永一七八二番地先から佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠三七六番地先まで		延長 メートル
前	幅員 メートル	延長 メートル
後	幅員 メートル	延長 メートル

●佐賀県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年二月九日から平成十九年三月八日まで佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員 メートル
県道 佐賀外環状線	前	幅員 メートル
	後	幅員 メートル
変更前の別		延長 メートル
佐賀郡久保田町大字新田字新田三三五四番地先から佐賀郡久保田町大字新田字新田三三一九番一地从先まで		延長 メートル
前	幅員 メートル	延長 メートル
後	幅員 メートル	延長 メートル

●佐賀県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年二月九日から平成十九年三月八日まで佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 江北芦刈線	小城市芦刈町道免字黒木籠六八二番五地先かひ 小城市芦刈町道免字黒木籠六八二番七地先かひ	後	三六・六 〃 一一・五	四六五・四	—
		前	—		

○ 公 告

次のとおり総合評価一般競争入札を行います。

平成19年2月9日

収支等命令者

佐賀県統括本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 報酬・賃金管理システム開発及び運用業務
 - (2) 委託業務内容 入札説明書による。
 - (3) 委託業務場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センターが指定した場所及び受託者の申請により同課が認めた場所
 - (4) 委託業務期間 契約の日から平成24年3月31日まで
 - (5) 全体事業計画額 70,666,000円(平成19年度予算額54,828,000円)
- 2 入札参加者の資格に関する事項
- (1) 本調達には、単独企業・法人又は報酬・賃金管理システム業務特定共同企業体(以下「共同企業体」という。)による総合評価一般競争入札とします。
 - (2) 入札に参加する者の資格は、単独企業・法人にあつては次のアに掲げる

要件のすべてを、共同企業体にあつては次のイに掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であることを要します。

ア 単独企業・法人の資格要件

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ロ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

(ハ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

(ニ) 共同企業体の構成員でないこと。

(ホ) 協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

(イ) 共同企業体の構成員数は、3社(法人を含む。)以内であること。

(ロ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(ハ) すべての構成員が出資金総額を構成員数で除して得た額の10分の6以上の出資比率を有すること。

(ニ) 構成員のすべてがアのイ)からイ)までに該当しないこと。

(ホ) 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(ヘ) 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。

3 入札手続等に関する事項

<p>(1) 担当課</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県統括本部情報・業務改革課 総務事務効率化センター 電話 0952-25-7273 FAX 0952-25-7523 E-mail soumuujimu@pref.saga.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間</p> <p>ア 入札説明書 平成19年2月9日(金) から平成19年2月23日(金) まで佐賀県ホームページ(URL: http://www.pref.saga.lg.jp/) に掲載します。</p> <p>イ 附属書類 電子メールで、附属書類送付依頼書を添付し、平成19年2月23日(金) 午後5時までに(1)のメールアドレスに送信してください。 附属書類は、送付依頼先に原則として電子メールにより送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格の確認</p> <p>ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します。</p> <p>イ 提出期限 平成19年2月23日(金) 午後5時 (郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに必着とします。また、封筒に「報酬・賃金管理システム開発及び運用業務委託資格審査書類在中」と朱書きしてください。)</p> <p>期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。</p> <p>ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成19年3月5日(月) までに通知します。</p>	<p>(4) 入札者の資格の喪失</p> <p>入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。</p> <p>ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。</p> <p>ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。</p> <p>(5) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成19年3月23日(金) 午前10時 イ 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 情報・業務改革課(新行政棟5階)</p> <p>(6) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成19年3月30日(金) 午後3時 イ 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 特別会議室B(新行政棟4階)</p> <p>(7) 開札に関する事項 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。</p> <p>(8) 入札保証金及び契約保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)</p>
--	--

<p>第103条第2項第1号及び第115条第3項第1号に該当するときは除外し ます。</p> <p>(9) 契約条項を示す場所 (1)に同じ。</p> <p>(10) 入札方法に関する事項</p> <p>ア 入札方法 落札者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行うので、「総合 評価のための提案書」を入札書とともに提出してください。必要書類の 種類及び部数については入札説明書によります。</p> <p>入札は、本人又はその代理人が行うものとし、代理人が 入札をする場合は、入札前に委任状を提出してください。</p> <p>また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下 「入札価格」という。）に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円 未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金 額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に105分の 100を乗じて得た金額を入札書に記載してください。</p> <p>イ 再度入札は行いません。</p> <p>(11) 落札者の決定方法</p> <p>ア 前提要件 規則第105条の規定により作成された予定価格に105分の100を乗じて 得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕 様書の要求要件をすべて満たしているものでなければなりません。</p> <p>イ 提案内容の評価方法 総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満 たしているか否かを判定し、これを満たしているものには、別記「落札 者決定基準」に示す各項目の評価に応じて680点の範囲内で得点（以下</p>	<p>「技術点」という。）を与えます。</p> <p>なお、「落札者決定基準」における評価事項の「機器、基本ソフトウエ アの構成（項番57）」及び「システム開発・運用実績（項番62）」を除き 評価基準を一つでも満たさない場合は、技術点評価をすることなく落札 者となり得る資格を失います。</p> <p>ウ 入札価格の評価方法 入札価格については以下の式により換算し、入札価格に対する点数 （以下「価格点」という。）を与えます。 $\text{価格点} = 340 \text{点} - \{ (\text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}) \times 340 \text{点} \}$</p> <p>エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法</p> <p>(ア) イで得た技術点に、ウで算出された価格点を加えた合計点数が最も 高い者を落札者とするべき者とし、</p> <p>(イ) 技術点に価格点を加えた合計点数の最も高い者が2人以上あるとき は、当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するもの とします。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わな い者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務 に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。</p> <p>オ 落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象としません。</p> <p>カ 落札者となるべき者の当該入札価格によつては、その者により当該契 約の内容に適合した履行がなされないと認めるとき、又は その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ れがあつて著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を 落札者としていたことがありません。</p> <p>なお、調査に当たつては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものと します。</p> <p>(12) 入札の無効 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のい</p>
---	---

<p>いずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者</p> <p>(13) 入札の撤回</p> <p>入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができません。</p> <p>(14) 入札又は開札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。</p> <p>なお、この場合における損害は入札者の負担とします。</p> <p>(15) 落札の無効</p> <p>落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 当システムの稼働に必要な機器及び基本ソフトウェア（以下「機器等」という。）に関する調達は、別途行う予定とし、業務アプリケーションをカスタムメイドで構築する代わりに導入する各種市販パッケージソフトウェア、DBMS等のミドルウェア、報酬・賃金管理システム独自の要件で必要となる運用ツール等のソフトウェアは本調達に含まれます。</p> <p>ただし、県がすでに導入している職員申請システムの機器等及びミドルウェア（詳細については、入札説明書に示す。）を活用することも可能です。</p>	<p>(2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。</p> <p>(3) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することはありません。</p> <p>(5) 詳細は入札説明書によります。</p> <p>(6) この調達契約は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けます。</p> <p>(7) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成19年度予算が成立しない場合は、行わないものとします。この場合は、佐賀県公報により公告します。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Subject matter of the contract : Development & maintenance of Rewards & Wages system</p> <p>(2) Fulfillment Period : From the day of the contract through March 31, 2012.</p> <p>(3) Bid description access : Download From The Saga Prefecture Website http://www.pref.saga.lg.jp/ (From February 9, 2007 to February 23, 2007)</p> <p>(4) Date and time for the opening bids and tenders : The meeting for tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on March 23 , 2007. If sending by mail, tenders must be received by 5:00 p.m. on March 22 , 2007. The meeting for the opening bids will begin promptly at</p>
---	--

3:00pm. on March 30 , 2007.

(5) Contact :

Efficiency Center, Information and Operations Improvement
Division, General Management Headquarter, Saga Prefectural
Government, 1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga, 840-8570, Japan
Tel.0952-25-7273 Fax.0952-25-7523

別記

報酬・賃金管理システム落札決定基準

項目	項目番号	評価事項	評価基準	重み	上限配点
基本的要件					
本業務の目的及びその効果に関する認識	1	本業務の目的	・本県の業務改革をとりまく環境や、国、地方自治体における業務改革の潮流を踏まえ、本業務の目的に関する認識について具体的に記述されている。	1	5
	2	本業務の効果	・本業務を実施することによる効果について具体的に記述されている。	1	5
	3	委託作業の内容	・各工程における作業内容及び成果物について具体的かつ的確に示されている。	1	5
	4	システム全体の枠組み アビールポイント	・提案するシステム全体に関して、全体の枠組み、基本的な考え方、アビールポイントが簡潔に記述されている。	1	5
システム導入までの実現内容					
プロジェクト管理	5	プロジェクト管理全体	・プロジェクト管理運営全体に関する考え方について記述されている。	1	5
	6	品質管理	・品質管理について、具体的な実施方法、目標等が記述されている。	1	5
	7	進捗管理	・進捗管理について、具体的な実施方法が記述されている。	1	5
	8	開発スケジュール	・具体的な開発スケジュールが記述されている。	2	10
	9	短期間構築の工夫	・短期間で構築するための工夫等が記述されている。	3	15
	10	開発体制とその考え方	・開発体制・要員の役割を明示し、その考え方の説明が記述されている。	2	10
	11	開発の役割分担	・開発に際し、貴社と県の役割分担が具体的に記述されている。	2	10
開発体制	12	開発要員	・本プロジェクトを推進するにあたって、必要と想定されるプロジェクトメンバーの能力の内容について示し、その能力を有する者がプロジェクトメンバーとして参加することについて具体的に記述されている。	3	15
	13	開発方法論	・採用する開発方法論について明示し、採用理由が記述されている。	1	5
開発ツール・開発言語	14	開発ツール・開発言語	・採用する開発ツール・開発言語について、概要、特徴、適用範囲、採用理由が記述されている。	2	10
	15	ハードウェア構成	・仕様書の要件を踏まえ、提案するハードウェア構成、役割、仕様、台数、提案理由等が記述されている。	2	10
システム構成	16	ソフトウェア構成	・仕様書の要件を踏まえ、提案するソフトウェア構成、仕様、提案理由等が記述されている。	2	10
	17	ハードウェアのオーソニ性・中立性	・提案するシステムが特定メーカーのハードウェア製品に依存しないことについて、具体的に記述されている。	2	10
システム開発の技法等	18	アブリケーションの標準化方法	・本システムの特徴を考慮したアブリケーションの標準化方法について、具体的に記述されている。	2	10
	19	処理性能の確保	・システムの処理性能を確保するための対策、実現方法が具体的に記述されている。	2	10

操作性	20	パソコンインターネットフェース	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書のパソコンインターネットフェース要件について、基本的な考え方を示し、イメージ図、画面ハードコピーなどを用いて、具体的な対応策、実現方法、工夫が記述されている。 なお、仕様書の要件以外に職員の利便性の向上を図るために提案する事項が記述されている。 	2	10
	信頼性	21	信頼性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性を確保するためのシステム上の仕組みや対策を明示し、その考え方が記述されている。 	2
セキュリティ	22	開発時のセキュリティ確保	<ul style="list-style-type: none"> 開発時におけるセキュリティ確保について、具体的に記述されている。 	3	15
	23	運用時のセキュリティ確保	<ul style="list-style-type: none"> 運用時におけるセキュリティ確保について、具体的に記述されている。 	3	15
	24	職員認証の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 職員認証の実現方式が記述されている。 	2	10
	25	機能追加の拡張性	<ul style="list-style-type: none"> 機能追加に対応するためのシステム上の仕組みや対策が記述されている。 	2	10
	26	規模拡張の拡張性	<ul style="list-style-type: none"> 将来の業務量及びデータ量増大に対するシステムの負荷の増加に対し、容易に機器等の拡張が可能なシステム構成とすることについて、拡張方法等が具体的に記述されている。 	2	10
拡張性	27	組織改正等の拡張性	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正、制度変更、将来導入されるシステムとの連携に柔軟かつ低コストで対応できるように考慮することについて、具体的に記述されている。 	2	10
	28	技術進展に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づき技術を採用することについて、具体的に記述されている。 	1	5
	29	ライブラリライク	<ul style="list-style-type: none"> システムが稼働後何年運用に耐えるか、ハード面・ソフト面からその説明が具体的に記述されている。 	2	10
業務アプリケーションとしての実現内容					
基本機能要件	30	条件検索機能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 「条件検索機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。 職員認証の実現方法が記述されている。 	3	15
	31	参照機能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 「参照機能」について、イメージ図、フロー図、画面ハードコピーなどを用いて、具体的な対応策、実現方法、工夫が記述されている。 なお、パッケージソフトウエアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。 	3	15
	32	利用者権限管理機能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 職務権限に応じて利用者権限を設定することなど、実現方法を具体的に記述されている。 	3	15
	33	更新履歴管理機能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 「更新履歴管理機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。 なお、パッケージソフトウエアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。 	3	15
	34	他システムとの連携機能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 「他システムとの連携機能」について、具体的な対応策、実現方法、工夫が記述されている。 なお、パッケージソフトウエアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。 	3	15
35	雇用管理事務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 「雇用管理事務」について、イメージ図、フロー図、画面ハードコピーなどを用いて、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。 なお、パッケージソフトウエアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。 	3	15	

事務処理機能要件	36	就労報告・確認事務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 「就労報告・確認事務」について、イメージ図、フロー図、画面ハードコピーなどを用いて、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。 なお、パッケージソフトウエアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。 	2	10
	37	報酬・賃金計算事務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 「報酬・賃金計算事務」について、イメージ図、フロー図、画面ハードコピーなどを用いて、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。 なお、パッケージソフトウエアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。 	3	15
	38	年末調整事務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 「年末調整事務」について、イメージ図、フロー図、画面ハードコピーなどを用いて、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。 なお、パッケージソフトウエアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。 	3	15
	39	社会保険等管理事務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 「社会保険等管理事務」について、イメージ図、フロー図、画面ハードコピーなどを用いて、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。 なお、パッケージソフトウエアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。 	3	15
	40	予算管理事務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> 「予算管理事務」について、イメージ図、フロー図、画面ハードコピーなどを用いて、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。 なお、パッケージソフトウエアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。 	5	25
	41	その他付随する機能	<ul style="list-style-type: none"> 「その他付随する機能」について、イメージ図、フロー図、画面ハードコピーなどを用いて、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。 なお、パッケージソフトウエアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。 	1	5
システム導入・定着化に係る実現内容					
	42	各テストの考え方・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> システムの品質を担保するためのテストについて、貴社の考え方、各工程ごとの実施方法が具体的に記述されている。 	2	10
	43	研修実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 研修スケジュール、研修内容、研修体制について具体的に記述されている。 	1	5
	44	データ移行実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 他システムからのデータ移行、初期セットアップデータの移行の実施方法について具体的に記述されている。 	3	15
	45	業務移行実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 本システムを利用した業務への移行の実施方法について具体的に記述されている。 	3	15
システム運用・保守に係る実現内容					
運用・保守設計方針	46	運用・保守設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 本システムの運用・保守として実施する作業の内容について、網羅的かつ体系的に示し、実現するための設計方針について具体的に記述されている。 	2	10
	47	利用者及びシステム管理者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びシステム管理者にとって、システムを容易に運用するための貴社の考え方、設計方針、実現方法が具体的に記述されている。 	2	10
	48	運用・保守実施体制・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 運用・保守業務の体制、要員の役割を明示し、その考え方等の説明が記述されている。 	1	5
	49	障害対応作業	<ul style="list-style-type: none"> 障害発生から本格対応完了までの詳細な作業内容について、具体的かつ的確に示されている。 	3	15

運用・保守実施方針	50	ヘルプデスク作業	・ヘルプデスクにおける詳細な作業内容について、具体的かつ的確に示されている。	2	10
	51	各種保守作業	・各種ソフトウェア、ミドルウェア等の資産の最適化を図るための詳細な作業内容について、具体的かつ的確に示されている。	2	10
	52	バックアップの方法	・バックアップの方法、過去のデータの保管方法を明示し、その考え方が記述されている。	2	10
	53	監視方法	・監視の方法を明示し、その考え方が記述されている。	1	5
	54	仕様変更の考え方	・本システムにおいて想定される仕様変更の内容や対応の考え方について、具体的に記述されている。	1	5
	55	仕様変更の対応方法	・仕様変更依頼が発生してから対応/非対応を決定するまでの流れについて、具体的に記述されている。	1	5
	56	開発ソフトウェアポイントに対する仕様変更対応率	・仕様書に記載された仕様変更対応の下限値（開発ソフトウェアポイントに対して年間5%）以上の対応率が記述されている。	3	15
	57	機器、基本ソフトウェアの構成	・機器、基本ソフトウェアについては、職員申請システムの機器等を活用できる。 ・活用できない場合は、その見積額（平成19年6月～平成24年3月31日）について、記述されている。	10	50
	58	次期システムへの移行の実施方法	・契約期間満了後の次期システムへの移行作業の内容及び実施方法等について具体的に記述されている。	3	15
	受託者に対する要求要件				
フアンクショナルポイント法	59	フアンクショナルポイント法に関する理解及び適用方針	・フアンクショナルポイント法について、分かりやすくかつ的確に記述されている。 ・本システムに対するフアンクショナルポイント法の適用方針及びフアンクショナルポイント法の運用方法について、具体的かつ的確に示されている。	1	5
	60	SLA（サービスマスラ）	・SLAについて、分かりやすくかつ的確に記述されている。 ・本システムに対するSLAの適用方針及びSLAの運用方法について、具体的に示されている。	3	15
	61	県内IT技術の向上等への貢献	・本プロジェクトを推進することで県内IT技術の向上や、県内情報産業の発展などへ貢献すると想定される内容について、具体的かつ的確に示されている。 ・上記を実現するための方策について、具体的かつ的確に示されている。	2	10
システム開発・運用実績	62	システム開発・運用実績	・官公庁、自治体における類似システムの開発・運用実績について、次の項目が記述されている。 なお、他社との共同開発の場合はその役割が記述されている。 ・システム名 ・官公庁、自治体名 ・稼働年月 ・対象クライアント台数	1	5
	合計			680	

<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成19年2月9日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(変更前)</p> <p style="padding-left: 2em;">九州建設機械販売株式会社 福岡県筑紫野市針摺40番地 代表取締役 牧 卓繭</p> <p>(変更後)</p> <p style="padding-left: 2em;">九州キヤタピラー三菱建機販売株式会社 福岡県筑紫野市針摺東三丁目6番1号 代表取締役 岡田 章</p> <p>(2) 変更した年月日</p> <p style="padding-left: 2em;">平成16年4月1日</p> <p>2 届出年月日</p> <p style="padding-left: 2em;">平成19年1月22日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所</p> <p style="padding-left: 2em;">佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間</p> <p style="padding-left: 2em;">平成19年2月9日から 平成19年6月8日まで</p>	<p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <p style="text-align: center;">大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成19年2月9日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p style="padding-left: 2em;">サニー鳥栖店 佐賀県鳥栖市元町字横田1248番1</p> <p>(2) 変更しようとする事項</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>(変更前)</p> <p style="padding-left: 4em;">開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時</p> <p>(変更後)</p> <p style="padding-left: 4em;">24時間</p> <p>イ 駐車場の利用できる時間帯</p> <p>(変更前)</p> <p style="padding-left: 4em;">午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>(変更後)</p> <p style="padding-left: 4em;">24時間</p>
---	--

(3) 変更する年月日

平成19年2月14日

2 届出年月日

平成19年1月23日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年2月9日から

平成19年6月8日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)に提出してください。

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成19年2月9日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
佐賀県肥第655号	なたね油かす及びその粉末	5.3なたね油粕粉末	窒素全量5.3% りん酸全量2.0% 加里全量1.0%		中島澄夫	三養基郡みやき町大字西島1296の2	平成25年2月21日

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき建設業の許可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月9日

佐賀県知事 古川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出があった年月日
平成18年11月10日	有限会社木工房 佐賀市与賀町2番52号	山崎清二 佐賀県知事許可(般-14)第9789号	建築工事業に関する一般建設業の許可	平成18年10月23日
平成18年11月13日	有限会社林ハツリ工業 佐賀市諸富町徳富991番地	林利光 佐賀県知事許可(般-13)第7846号	土木工事業に関する一般建設業の許可	平成18年10月11日
平成18年11月16日	佐賀県労働者住宅生活協同組合 佐賀市神野東四丁目7番3号	太田政行 佐賀県知事許可(般-15)第9192号	土木工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可	平成18年7月4日
平成18年11月28日	株式会社エフケーシー 唐津市神田1556番地4	福井秀明 佐賀県知事許可(般-16)第10191号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成18年11月15日
平成18年12月1日	株式会社溝上建設 唐津市磯木町波瀬1777番地	溝上義治 佐賀県知事許可(般-17)第4481号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成18年11月13日

平成18年 12月6日	電気通信システム 神埼市神埼町枝ヶ里 149番地7	重永秀之 佐賀県知事許可 (般-14) 第7255号	電気通信工事業に 関する一般建設業 の許可	平成18年11月 9日	平成18年 12月26日	堀江工務店 佐賀市高木瀬町大字 長瀬1585番地3	堀江孝明 佐賀県知事許可 (般-13) 第4733号	土木工事業、左官 工事業及びとび・ 土工事業に関する 一般建設業の許 可	平成18年11月 28日
平成18年 12月12日	株式会社野口建設 武雄市北方町芦原 1370番地	野口政幸 佐賀県知事許可 (般-14) 第1449号	土木工事業、建築 工事業及び水道施 設工事業に関する 一般建設業の許可	平成18年11月 17日	平成18年 12月26日	千住電気工事店 佐賀郡川副町大字南 里1984番地9	千住育夫 佐賀県知事許可 (般-13) 第7894号	電気工事業に関する 一般建設業の許 可	平成18年12月 6日
平成18年 12月12日	株式会社日本建設公 社 武雄市武雄町大字武 雄6734番地	永代字日出 佐賀県知事許可 (特-18) 第838号	造園工事業に関する 特定建設業の許 可	平成18年10月 24日	平成18年 12月26日	株式会社パーク 佐賀市北川副町大字 江上477番地1	末次直栄 佐賀県知事許可 (般-17) 第8371号	土木工事業及び造 園工事業に関する 一般建設業の許可	平成18年12月 20日
平成18年 12月12日	株式会社タイザン 武雄市北方町大崎 1351番地1	本山みゆき 佐賀県知事許可 (般-13) 第9720号	管工事業に関する 一般建設業の許可	平成18年11月 15日	平成18年 12月27日	小松建設 伊万里市大川町立川 1444番地	小松一孝 佐賀県知事許可 (般-14) 第9922号	土木工事業、建築 工事業、大工工事 業、とび・土工工 事業、石工事業、 鋼構造物工事業、 ほ装工事業、しゆ んせつ工事業及び 水道施設工事業に 関する一般建設業 の許可	平成18年10月 31日
平成18年 12月12日	有限会社伊万里発動 機 伊万里市立花町3366 番地	徳永政敬 佐賀県知事許可 (般-14) 第9895号	電気工事業に関する 一般建設業の許 可	平成18年11月 6日					
平成18年 12月12日	株式会社田中工務店 杵島郡江北町大字八 町1947番地2	田中善雄 佐賀県知事許可 (般-18) 第68号	管工事業に関する 一般建設業の許可	平成18年11月 13日	平成18年 12月27日	株式会社ユマックス 佐賀市兵庫町大字藤 木958番地3	原 正文 佐賀県知事許可 (般-15) 第10101号	建築工事業に関する 一般建設業の許 可	平成18年12月 11日
平成18年 12月25日	株式会社興国建設 武雄市山内町宮野983 番地1	北川美子 佐賀県知事許可 (特-13) 第196号	建築工事業に関する 特定建設業の許 可	平成18年11月 7日	平成18年 12月27日	有限会社翔和システム 建設 佐賀市水ヶ江六丁目 7番18号	犬塚光雄 佐賀県知事許可 (般-16) 第10151号	土木工事業、とび・ 土工事業、石工 事業、電気工事業、 鋼構造物工事業、 ほ装工事業、しゆ んせつ工事業、電 気通信工事業及び 水道施設工事業に 関する一般建設業 の許可	平成18年12月 19日
平成18年 12月25日	有限会社吉原電業社 鹿島市大字重ノ木甲 330番地1	吉原英賢 佐賀県知事許可 (般-14) 第5585号	電気工事業に関する 一般建設業の許 可	平成18年11月 28日					

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年二月九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 藤古川総合印刷

